## 下水道事業受益者負担金の納入等について

公共下水道が整備された地域は、衛生的で快適な生活環境になり、土地の利用も促進され、その価値も増加します。下水道事業 受益者負担金は、こうした快適な生活環境や資産価値の増加という利益を受ける土地の所有者に、下水道整備費用の一部をご負担 いただくものです。

受益者負担金は、土地1平方メートルあたり370円の単位負担金額に、対象土地の面積を乗じて得た金額をお支払いいただくこと になります。納入は、受益者負担金の額を10回に分割して、各年2回(6月と12月)、5年間のお支払いとなります。

<お支払い例> 土地の面積が230平方メートルの場合

受益者負担金の額は、370円×230㎡=85,100円となり、納入は次のとおりです。

1回目8,600円、2~10回目8,500円/回(※分割後、100円未満の端数は初回の支払いに合算されます。)

土地の面積が大きいため受益者負担金の額が高額となる場合や、病気などにより収入が減少した場合など、事情によっ

て納入が困難な方については、お申し出いただき、納入困難な事情にあると認められるときには、 納入を一定期間お待ちすること(徴収猶予)や、支払い可能な金額となるよう1回分の納入金額 を複数回に分割して納入していただくこと(分割納入)もできますので、ご相談ください。

下水道事業受益者負担金は、快適な生活環境を創る公共下水道の整備を推進するための貴重 まのご理解とご協力をお願いいたします。



## 上下水道料金は納入期限日までにお支払いください



納入期限日を過ぎてもお支払いがないときには、督促状や催告書を送付することになりま す。その後もお支払いやご相談をいただけない場合には、やむなく給水を停止したり、給与 や預貯金等の財産を差押えることがあります。

安全で安心な、水、を支えるため、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

料金課 ☎24-3150

## 施設見学・出前授業をご利用ください

#### ■施設見学

水道局では、水道・下水道の仕組みを実際に見て知っ ていただくために、施設見学を行っています。

- ●グループ、団体での見学を対象としています。
- ●土、日、祝日の見学は受付していません。
- ●施設見学の詳細、お申込みは各施設まで。

水道・下水道に関する出前授業を行って

- います。職員が会場へ出向き説明を行います。
- ●小・中学校のほか大人の各種団体もご利用になれます。

●出前授業のお問い合わせ、お申込みは総務課まで。

### 石狩川浄水場

旭川市末広東2条7丁目 **☎**57-5003



忠別川浄水場 東神楽町ひじり野北2条6丁目 **283-3663** 

下水処理センター

旭川市神居町忠和287番地 **☎**62-3554



Tri.61-4111

TEL.32-9011

TEL.48-2171

TEL.32-2231

TEL.31-3188

TEL.87-2131

お問い合わせ先

総務課 ☎24-3160

■厚生病院支所

■旭正支所

■豊岡支所

■忠和支所

詳しくはお近くのJAへ

お問合せください!!



\*// あさひかね

■ローンセンターTit.86-6100

T070-8541 旭川市上常盤町1丁目



## 水は限りある資源

水の惑星、地球。でも、私たちが利用 できるのは、たった 0.01%だけです。

地球上には、およそ14億Kmの水 があると言われています。

しかし、そのうちの約97.5%は海 水で、淡水は残りの2.5%だけです。 そしてその淡水の大部分は南極や 北極の氷河であり、地下水や河川 水、湖沼水などは地球上の水の約 0.8%です。

さらに、そのほとんどは深い地層 の地下水として存在しており、比較 的利用しやすい浅い地層の地下水、 河川水や湖沼水は地球上の水のわ ずか0.01%に過ぎないのです。

淡水 2.5%

1.7% 地下水 0.79% 川・湖沼等 0.01%

世界に目を向けると、水道が整備されず、自 宅近くに保護された水源もないため、日常的 に基本的な飲み水を使用できないでいる人々 が8億4.400万人もいると言われています。 (※2017年ユニセフ・WHO共同監査プログ ラム報告書による。)

アジアやアフリカでは、子どもたちが何kmも 歩いて水くみを手伝っており、そのために学校 に行きたくても行けない子どもがたくさんいま す。しかも、長い道のりを歩いて水源にたどり 着いても、汚れた水しかない場合もあります。

日本では、蛇口をひねると、きれいで安全な 水が簡単に出てきます。それは当たり前ではな く、とても恵まれたことなのです。



海水 97.5%

# 貴重な、そして必要不可欠な命の源

現在、日本人1人当たりの1日の水消費量は、平均で300リットルと言われています。これは、飲料水、炊事、 洗濯、お風呂、トイレなど、いつもの暮らしの中で使う水道水の合計で、500mlのペットボトルにすると、なんと 600本分です!

また、人間の体は約60%が水でできています(子どもは70%、赤ちゃんは80%)。体内の水は一か所に留ま ることなく、血液などの姿で体中を循環しながら、各細胞に栄養分や酸素を供給し続けています。体の水分が 20%失われると死亡してしまうと言われているように、水は命の源と言えるほど大切なものです。



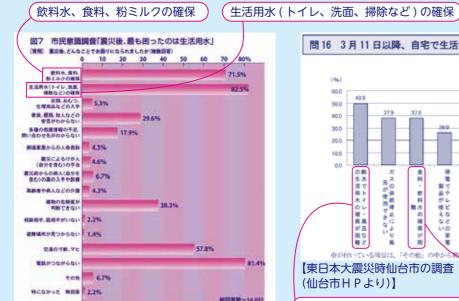
本紙に関するご意見・ご感想を水道局総務課までお寄せください。 TEL:24-3160 FAX:25-9500 E-mail:suido\_info@city.asahikawa.hokkaido.jp 発行:旭川市水道局

## もし、水が使えなくなったら

今、当たり前のようにある水道水が使えなくなったとしたらどうなるのでしょうか。まず命の源である水を飲むことができなくなる、お風呂に入れない、トイレが使えない、工場では物が作れなくなる、など様々な場面で不便になり、**生活が成り立たなくなります**。

危険を覚悟で川から運んでくるという方法もありますが、やはりそのままでは使えない水です。

阪神淡路大震災と東日本大震災の意識調査でも、最も困ったのが生活用水の確保となっています。





【阪神淡路大震災時西宮市の調査(国土交通省近畿地方整備局HPより)】

## 24時間、365日絶え間なく皆さまに水を届けるために

生活に欠かせない、安全でおいしい水道水を市民の**皆さまに24時間、365日いつでもお届けする**ため、浄水場では、 水質に問題がないか、施設の設備に異常がないか職員が常に監視しています。



## 水道水は安全・安心



旭川市の水道水の水質検査は、水道法で定められている蛇口での毎日検査に加え、原水・浄水についても水質基準項目検査を行っています。

また、検査を行うことが望ましいとされている 水質管理目標設定項目やクリプトスポリジウム指 標菌検査などについても、検査地点や頻度を考慮 して行っています。

さらに、平成21年(平成29年更新)に水道GLP(水道水質 検査優良試験所規範)の認定を取得し、水質検査技術や検 査結果記録の管理など、様々な要件を高い水準で維持し、 水質検査の更なる信頼性の確保に努めています。



ミネラルウォーターより多い 検査項目の基準をクリア!

食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」のうち、ミネラルウォーター類の成分規格の検査項目は、項目数の多い「殺菌又は除菌を行うもの」の場合で43項目です。

一方、水道水の水質基準は**51項目**であり、更に水質管理目標設定項目等を加えると、**100以上の項目**を検査し、基準値以内であることを確認しています。

## おいしい旭川市の水道水

水のおいしさは、飲む人の味覚や好み、健康状態、気温などの環境条件により異なりますが、多くの人は、水の硬度、臭気、 残留塩素、水温、色度などにより、「おいしい又はまずい」と感じているようです。

旭川市の水道水は、河川の水質に差はありますが、いずれの浄水場でつくられた水も、「おいしい水」です。



### 「おいしい水の要件(おいしい水研究会)」と旭川市の水道水の水質

| 項目                            | おいしい水の要件 | 石狩川<br>浄水場 | 忠別川 浄水場 | 備考                         |
|-------------------------------|----------|------------|---------|----------------------------|
| 蒸発残留物(mg/L)                   | 30 ~ 200 | 62         | 95      | 適量でこくとまろやかさ                |
| 総硬度 (mg/L)                    | 10~100   | 23.7       | 39.8    | 高い水は好みが分かれる                |
| 遊離炭酸(mg/L)                    | 3~30     | 3.0        | 3.3     | さわやかだが多いと刺激                |
| 有機物等(mg/L)<br>(過マンガン酸カリウム消費量) | 3.0以下    | 1.8        | 1.7     | 多いと渋い。塩素添加量も<br>増えるためまずくなる |
| 臭気強度(TON)                     | 3 以下     | 0          | 0       | カビ臭、腐敗臭など不快                |
| 残留塩素(mg/L)                    | 0.4 以下   | 0.3        | 0.3     | 消毒用で 0.1 以上は必要             |
| 水 温(℃)                        | 20 以下    | 10.1       | 10.2    | (体温−20 ~ 25)℃がよい           |

※「おいしい水の要件」は「おいしい水研究会:厚生省(当時)」による。 ※浄水場のデータは、旭川市内の給水栓水(各浄水場につき、2か所の蛇口の水)における平成28年度の年間平均値です。

## 施設の現状

水道水を各家庭へ届けるためには、浄水場と水道管が必要です。

旭川市の水道管は、平成28年度末で約2,235kmの長さがあります。

これらの水道管には、水道の普及・拡張が積極的に進められた昭和40

~ 50年代に整備されたものも多く、耐用年数の40年を過ぎている管が 約294kmあります。







(地震に強い水道管への取替え)

水道管が古くなると、ひび割れなどにより水漏れが発生し、各家庭で水が 出なくなることがあります。

また、水を作る浄水場などの設備が故障すると、安定した水道水の供給ができなくなります。このような市民生活や社会経済への影響を避けるため、古い施設や水道管の取り替えを順次行ってきました。

しかし、**近い将来は古い施設や水道管がこれまで以上に増え、多くの費用がかかる**ため、計画的・効率的に取り替えを進める必要があります。

お問い合わせ先 総務課 ☎24-3160 浄水課 ☎57-5003 (浄水場・水質等) 水道施設課 ☎24-3153 (施設更新等)